



山形県公報

令和5年4月1日(土)

号 外 (10)

目 次

規 則

- 山形県公有財産規則の一部を改正する規則…………… (管 財 課) … 1
- 山形県森林法の施行に関する規則の一部を改正する規則…………… (森林ノミクス推進課) … 同
- 山形県都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則…………… (都市計画課) … 2
- 山形県財務規則の一部を改正する規則…………… (会 計 局) … 同

訓 令

- 山形県公印規程の一部を改正する訓令…………… (高等教育政策・学事文書課) … 5
- 山形県公文書管理規程の一部を改正する訓令…………… (同) … 6

告 示

- 昭和47年3月県告示第426号(県が交付する身分証明書その他これに類するもので写真のちよう付してあるものに押す山形県証印(浮出しプレス型)及び管理者)の一部改正…………… (同) … 7
- 山形県産業創造支援センターの開館時間及び休館日…………… (産業創造振興課) … 8
- 山形県産業創造支援センターの利用料金…………… (同) … 同
- 指定港湾施設の利用時間等及び休業日等…………… (空港港湾課) … 11
- 指定港湾施設の利用料金…………… (同) … 12
- 山形県海浜公園の利用料金…………… (同) … 同

合 同 訓 令

- 山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令…………… 13

規 則

山形県公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第27号

山形県公有財産規則の一部を改正する規則

山形県公有財産規則(昭和49年4月県規則第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第9条中「教育委員会教育次長」を「教育委員会教育局長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県森林法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第28号**山形県森林法の施行に関する規則の一部を改正する規則**

山形県森林法の施行に関する規則（昭和50年7月県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第4条」を「第4条第1号」に改める。

第3条中「第4条第1号」を「第4条第2号」に改め、同条第6号中「盛土」を「切土、盛土」に改め、同条第9号中「及び植栽本数」を「、植栽本数等及び維持管理方法」に改め、同条第10号中「若しくは」を「又は」に、「権限」を「権原」に改め、同条第11号中「現状回復方法」を「原状回復方法」に改め、同条に次の3号を加える。

- (18) 防災施設の維持管理方法
- (19) 防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類
- (20) その他参考となる事項

第3条の次に次の1条を加える。

（開発行為を行うために必要な資格及び信用があることを証する書類）

第3条の2 省令第4条第6号に規定する書類は、次に掲げる書類とする。ただし、知事は、開発行為の目的及び態様等に応じ、必要と認める書類を追加させ、又は必要がないと認める書類を省略させることができる。

- (1) 資金計画書
- (2) 資金の調達について証する書類
- (3) 貸借対照表、損益計算書その他法人の財務状況及び経営状況を確認できる資料
- (4) 納税証明書
- (5) 事業経歴書

第9条を次のように改める。

（書類の提出）

第9条 この規則に基づき知事に提出する書類は、正副2部とする。ただし、知事が必要と認めるときは、提出する書類の部数を増加することを指示することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第29号**山形県都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則**

山形県都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則（昭和59年4月県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第16条の2中「第60条」を「第60条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第30号**山形県財務規則の一部を改正する規則**

山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「学事文書課」を「高等教育政策・学事文書課」に、「やまがた幸せデジタル推進課」を「DX推進課」に、「くらすべ山形魅力発信課」を「移住定住・地域活力創生課」に改め、「、コロナ収束総合企画課」を削り、「観光復活戦略課長」を「観光復活推進課長」に、「県産米ブランド推進課」を「県産米・農産物ブランド推進課」に改め、同項第3号中「教育庁」を「教育局」に改める。

第6条第1項中「学事文書課」を「高等教育政策・学事文書課」に、「やまがた幸せデジタル推進課」を「DX推進課」に、「くらすべ山形魅力発信課」を「移住定住・地域活力創生課」に改め、「、コロナ収束総合企画課」

を削り、「観光復活戦略課」を「観光復活推進課」に、「県産米ブランド推進課」を「県産米・農産物ブランド推進課」に改める。

第7条第1号中「教育次長」を「教育局長」に改める。

第8条第1項及び第3項第2号中「教育庁」を「教育局」に改め、同条第4項中「教育次長」を「教育局長」に改める。

第24条第1項中「教育庁」を「教育局」に改める。

別表第1第2項組織の区分の欄中「学事文書課」を「高等教育政策・学事文書課」に、「やまがた幸せデジタル推進課」を「DX推進課」に、「くらすべ山形魅力発信課」を「移住定住・地域活力創生課」に改め、「コロナ収束総合企画課」を削り、「観光復活戦略課」を「観光復活推進課」に、「県産米ブランド推進課」を「県産米・農産物ブランド推進課」に、「教育庁各課（教育庁教育政策課及び教育庁教職員課）」を「教育局各課（教育局教育政策課及び教育局教職員課）」に、「教育庁教育政策課、教育庁義務教育課及び教育庁特別支援教育課」を「教育局教育政策課、教育局義務教育課及び教育局特別支援教育課」に、「教育庁義務教育課」を「教育局義務教育課、教育局スポーツ保健課及び教育局国民スポーツ大会推進課にあつては教育局スポーツ保健課」に改め、同項出納員として指定する職の欄中「調査官（出納兼監査担当）」を「企画調整官（出納兼監査担当）」に、「企画調整官（調度担当）」を「調査官（調度担当）」に、「調査官（指導取締担当）、教育庁生涯教育・学習振興課及び教育庁義務教育課」を「係長（指導取締担当）、教育局生涯教育・学習振興課及び教育局義務教育課」に、「教育庁高校教育課」を「教育局高校教育課」に改め、同項代決する出納員として指定する職の欄中「審査主査」を「主査（諸手当・旅費担当）」に、「みらい企画創造部の市町村課及び統計企画課」を「みらい企画創造部市町村課にあつては主事（予算担当）、みらい企画創造部統計企画課」に、「調査官（調度担当）」を「主任（調度担当）」に、「係長（指導取締担当）、教育庁生涯教育・学習振興課」を「主任（指導取締担当）、教育局生涯教育・学習振興課」に、「教育庁義務教育課及び教育庁高校教育課にあつては主事」を「教育局義務教育課にあつては主事、教育局高校教育課にあつては上席の主事」に改め、同項出納員に委任する事項の欄第1号ニ中「教育庁福利厚生課」を「教育局福利厚生課」に改め、同欄第3号中「総務部学事文書課」を「総務部高等教育政策・学事文書課」に改め、同表第3項出納員として指定する職の欄中「出納室長」を

「出納室長
課長補佐（審査出納担当）（村山総合支庁総務企画部北村山総務課に限る。）」に改め、「村山総合支庁総務企画部北村山総務課及び」を削り、同項代決する出納員として指定する職の欄中「上席の主任主査（審査出納担当）」を「主任主査（審査出納担当）」に改め、同項出納員に委任する事項の欄中「にあつては、出納室長」を「にあつては、出納室長、課長補佐（審査出納担当）」に、「（村山総合支庁総務企画部北村山総務課出納専門員）」を「（村山総合支庁総務企画部北村山総務課課長補佐（審査出納担当））」に改め、同表第6項中「主任技師」を「技師」

に、

検査専門員	上席の検査主査
-------	---------

を

上席の検査専門員	次席の検査専門員
----------	----------

に、

総務課長	総務専門員
総務課長	主任主査

を

総務課長	上席の主任主査
総務課長	機電技術部長

に、

総務調整課長	総務専門員
--------	-------

を

総務調整課長	上席の主任主査
--------	---------

に、

総務専門員	総務係長
-------	------

を

総務専門員	庶務係長
-------	------

に、「上席の主査」を「主査」に、

東桜学館中学校	事務部次長	主事
---------	-------	----

を

東桜学館中学校	事務部次長	主査
---------	-------	----

に、

山形北高等学校	事務部次長	総務主査
山形工業高等学校	事務部次長	主査

を

山形北高等学校	事務次長	主任主査
山形工業高等学校	事務部次長	主事

に、

「事務部次長 主査」を「事務部次長 主任主査」に、「東桜学館高等学校 総務主査 主事」を

「東桜学館高等学校 総務主査 主査」に、「にあつては、主事」を「にあつては、主任主査」に、

「事務長 主任主査」を「主査 事務長」に、「主任主査 主事 主査 上席の主事 総務主査 主事 事務次長 主事」を

「主査 主事 主任主査 上席の主事 事務次長 主事 事務次長 事務長」に、「事務次長 主任主査 主任主事 事務長」に、

「総務主査 主査 上席の主事 主任主査 主査 主任主査 主事 事務部次長 総務主査」を「主任主査 主査 主任主査 主事 総務主査 上席の主任主事」に、「庄内農業高等学校 主任主事」を

「庄内農業高等学校 主任主査」に、「山形豊学校 事務部次長」を「山形豊学校 事務次長」に、

「山形養護学校 事務次長 主任主査」を「山形養護学校 事務次長 主査」に、「長井校」を「西置賜校」

に、「ゆきわり養護学校 事務部次長」を「ゆきわり養護学校 事務次長」に、「新庄養護学校 事務次長 上席の主事」を

「新庄養護学校 事務次長 主任主査」に、「総務主査 上席の主事（寒河江校及び大江校に置くものを除く。）」を「総務主査 主任主査（寒河江校及び大江校に置くものを除く。）」に、

「山形警察署 会計課長 上席の企画調整官（会計担当）」を「山形警察署 会計課長 上席の会計課専門員」に、

「寒河江警察署 会計課長 上席の会計課専門員」を「寒河江警察署 会計課長 会計課専門員」に、

「主事（会計課）
上席の企画調整官
（会計担当）
警務課係長兼会計課係長」を「主任（会計課）
会計課専門員

会計課専門員」に、「上席の調査官（会計担当）」を「企画調整官（会計担当）」に、

「会計課専門員
調査官（会計担当）」を「上席の会計課係長
上席の調査官（会計担当）」に改める。

別記様式第36号表面中

円	発行回数
年 月 日	

 を

「

円	発行回数
年 月 日	

 に改める。」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第36号表面の改正規定は、令和5年10月1日から施行する。

訓 令

山形県訓令第8号

庁 中
出 先 機 関

山形県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県公印規程の一部を改正する訓令

山形県公印規程（昭和35年4月県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「総務部学事文書課長（以下「学事文書課長」を「総務部高等教育政策・学事文書課長（以下「高等教育政策・学事文書課長」に改め、同条第4項中「学事文書課長」を「高等教育政策・学事文書課長」に改める。

第4条、第5条、第8条第1項、第7項及び第8項、第9条並びに第10条中「学事文書課長」を「高等教育政策・学事文書課長」に改める。

別記様式第2号、別記様式第4号及び別記様式第5号中「総務部学事文書課長」を「総務部高等教育政策・学事文書課長」に改める。

別表1(1)庁印の項1の項及び(2)職印の項1の項中「総務部学事文書課長」を「総務部高等教育政策・学事文書課長」に改め、同表(2)職印の項1の2の項及び1の5の項中「総務部学事文書課長」を「総務部高等教育政策・学事文書課長」に改め、同表(2)職印の項19の項中「総務部学事文書課長」を「総務部高等教育政策・学事文書課長」に改め、同表(2)職印の項19の2の項中「総務部学事文書課長」を「総務部高等教育政策・学事文書課長」に改め、同表(2)職印の項37の項中「総務部学事文書課長」を「総務部高等教育政策・学事文書課長」に改め、同表(2)職印の項39の項中「学事文書課長」を「高等教育政策・学事文書課長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第9号

庁 中
出 先 機 関

山形県公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県公文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県公文書管理規程（令和2年3月県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号イ中「総務部学事文書課（以下「学事文書課」を「総務部高等教育政策・学事文書課（以下「高等教育政策・学事文書課」に改める。

第4条第2項中「総務部学事文書課長（以下「学事文書課長」を「総務部高等教育政策・学事文書課長（以下「高等教育政策・学事文書課長」に改める。

第15条第3項第3号、第23条第3項及び第4項並びに第26条中「学事文書課長」を「高等教育政策・学事文書課長」に改める。

第33条第1号中「学事文書課」を「高等教育政策・学事文書課」に改める。

第35条第2項中「学事文書課長」を「高等教育政策・学事文書課長」に、「学事文書課に」を「高等教育政策・学事文書課に」に改める。

第36条第2項第3号、第37条、第38条第3項、第51条第3項並びに第52条第2項及び第3項中「学事文書課長」を「高等教育政策・学事文書課長」に改める。

別表第1第21項第2号ハ中「総務部学事文書課」を「総務部高等教育政策・学事文書課」に改める。

別表第2第1項の表中「学事文書課」を「学文」を

「高等教育政策・学事文書課」を「高学文」に、

「くらすべ山形魅力発信課」を「く魅」を

「移住定住・地域活力創生課」を「移地」に、

やまがた幸せデジタル推進課	デジ	を
---------------	----	---

D X推進課	D X	に、
--------	-----	----

食品安全衛生課 新型コロナ対策認証推進課	食 新認	を
-------------------------	---------	---

食品安全衛生課	食	に、
---------	---	----

子ども保育支援課 子ども家庭支援課 女性・若者活躍推進課	子保育 子家 女若	を
------------------------------------	-----------------	---

子ども成育支援課 子ども家庭福祉課 多様性・女性若者活躍課	子成育 子家 多女若	に、
-------------------------------------	------------------	----

医療政策課 コロナ収束総合企画課	医政 コロ企	を
---------------------	-----------	---

医療政策課	医政	に、「観光復活戦略課」を「観光復活推進課」に、
-------	----	-------------------------

文化財活用課	文活	を
--------	----	---

博物館・文化財活用課	博文	に、
------------	----	----

県産米ブランド推進課	県産米	を
------------	-----	---

県産米・農産物ブランド推進課	県米農	に改める。
----------------	-----	-------

別記様式第11号中「総務部学事文書課長」を「総務部高等教育政策・学事文書課長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第234号

昭和47年3月県告示第426号（県が交付する身分証明書その他これに類するもので写真のちよう付してあるものに押す山形県証印（浮出しプレス型）及び管理者）の一部を次のように改正する。

令和5年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

管理者の項中「総務部学事文書課長」を「総務部高等教育政策・学事文書課長」に改める。

山形県告示第235号

山形県産業創造支援センター条例（平成11年3月県条例第13号）第8条第2項の規定により山形県産業創造支援センターの開館時間及び休館日を次のとおり承認した。

令和5年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 開館時間及び休館日

開館時間	休館日
午前9時から午後5時まで	1 日曜日及び土曜日
	2 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
	3 12月29日から翌年の1月3日までの日

備考 1 研究開発室、新規創業室及び指定駐車場については、その使用者が使用の許可を受けた期間中閉館時間及び休館日にかかわらず利用することができる。

2 多目的ホール、視聴覚室及び会議室について使用の許可を受けた場合は、閉館時間並びに日曜日及び土曜日においても当該施設を使用することができる。

2 適用期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

山形県告示第236号

山形県産業創造支援センター条例（平成11年3月県条例第13号）第10条第2項の規定により山形県産業創造支援センターの利用料金を次のとおり承認した。

令和5年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 施設

イ 研究開発室、新規創業室及び指定駐車場の利用料金の額

種別及び面積		利用料金の額	
		1月につき	1日につき
研究開発室	40平方メートル	104,000円	3,400円
	68平方メートル	176,800円	5,800円
	81平方メートル	210,600円	7,000円
	135平方メートル	351,000円	11,700円
新規創業室	40平方メートル	60,000円	2,000円
	68平方メートル	102,000円	3,400円
	81平方メートル	121,500円	4,000円
	135平方メートル	202,500円	6,700円

指定駐車場	12平方メートル	3,000円	100円
-------	----------	--------	------

備考

- 1 研究開発室、新規創業室及び指定駐車場の使用を月の中途から開始する場合又は月の中途で終了する場合の当該月に係る利用料金の額は、1日につきの利用料金の額に、それぞれ当該月における使用日数を乗じて得た額とする。
- 2 研究開発室又は新規創業室（以下「研究開発室等」という。）の使用に当たり、これらに備え付けられた設備を利用して電気を消費する場合は、この表に掲げる額に、当該消費した電気に係る実費に相当する額を加算するものとする。

ロ 研究開発室及び新規創業室の利用料金の額の特例

研究開発室等の使用の許可を受けた者が次の表の左欄に掲げる区分のいずれかに該当する場合の利用料金の額は、研究開発室等（当該許可に係る研究開発室等が複数あるときは、その面積が最大であるもの）の1室分の利用料金に限り、イにかかわらず、同表の左欄に掲げる区分及び同表の中欄に掲げる種別及び面積に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

区 分	種 別 及 び 面 積		利用料金の額	
			1月につき	1日につき
(イ) 新規創業室の使用の許可を受けた者が、当該許可の有効期間の満了の日の翌日から研究開発室の使用の許可を受けて当該研究開発室を使用する場合であって、当該研究開発室の使用を開始した日から2年を経過していないとき。	研究開発室	40平方メートル	77,000円	2,500円
		68平方メートル	130,900円	4,300円
		81平方メートル	155,925円	5,100円
		135平方メートル	259,875円	8,600円
(ロ) 研究開発室の使用の許可を受けた者が当該研究開発室を使用する場合（イ）に該当する場合を除く。）	研究開発室	40平方メートル	99,000円	3,300円
		68平方メートル	168,300円	5,600円
		81平方メートル	200,475円	6,600円
		135平方メートル	334,125円	11,100円

(ハ) 40平方メートルの新規創業室の使用の許可を受けた者であって指定管理者が適当と認めるものが、当該新規創業室を使用する場合であって、当該新規創業室の使用を開始した日から3年を経過していないとき。	新規創業室	40平方メートル	33,000円	1,100円
(ニ) 新規創業室の使用の許可を受けた者が当該新規創業室を使用する場合（ハ）に該当する場合を除く。）	新規創業室	40平方メートル	55,000円	1,800円
		68平方メートル	93,500円	3,100円
		81平方メートル	111,375円	3,700円
		135平方メートル	185,625円	6,100円

備考

- 1 研究開発室及び新規創業室の使用を月の中途から開始する場合又は月の途中で終了する場合の当該月に係る利用料金の額は、1日につきの利用料金の額に、それぞれ当該月における使用日数を乗じて得た額とする。
- 2 研究開発室等の使用に当たり、これらに備え付けられた設備を利用して電気を消費する場合は、この表に掲げる額に、当該消費した電気に係る実費に相当する額を加算するものとする。

ハ 多目的ホール、視聴覚室及び会議室の利用料金の額

種別及び面積		単位	利用料金の額	
			休館日以外の日の午前9時から午後5時まで	左記以外の時間
多目的ホール	170平方メートル	1時間当たり	2,200円	5,300円
視聴覚室	135平方メートル		1,800円	4,900円
会議室	81平方メートル		900円	2,200円
	140平方メートル		1,800円	4,400円

備考

- 1 140平方メートルの会議室を半面のみ使用する場合は、この表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。
- 2 多目的ホール、視聴覚室及び会議室の使用時間において、当該使用の開始の時刻から1時間ごとに区分した時間に、休館日以外の日の午前9時から午後5時までの間の時間とそれ以外の時間とにまたがるものがある場合は、当該時間は休館日以外の日の午前9時から午後5時までの間の時間とみなす。

(2) 設備

区 分		単 位	金 額
出力設備	デジタルフルカラー複写機	1枚当たり	カラーで出力した場合にあっては60円、白黒で出力した場合にあっては10円
	大型紙対応カラープリンタ		日本産業規格B0の用紙を用いる場合にあっては2,700円 （大学の学生、高等学校の生徒又はこれらに準ずる者（以下「大学生等」という。）が、その作品の印刷のため当該用紙を用いる場合にあっては、1,500円）、日本産業規格A0の用紙を用いる場合にあっては1,800円（大学生等が、その作品の印刷のため当該用紙を用いる場合にあっては、1,000円）
視聴覚設備	データプロジェクター	1時間当たり	100円

2 適用期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

山形県告示第237号

山形県港湾施設管理条例（昭和51年3月県条例第29号）第26条の2第2項の規定により、指定港湾施設の利用時間等及び休業日等を次のとおり承認した。

令和5年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用時間等

区 分		利用時間等
酒田北港緑地展望台	4月1日から5月31日まで及び9月1日から同月30日まで	午前11時から午後6時まで。ただし、夕日が見える日は、日の入りまで利用時間を延長する。
	6月1日から8月31日まで	正午から午後7時まで。ただし、夕日が見える日は、日の入りまで利用時間を延長する。
	10月1日から12月28日まで及び3月1日から同月31日まで	午前10時から午後5時まで。ただし、夕日が見える日は、日の入りまで利用時間を延長する。
山形県酒田海洋センター		午前10時から午後5時まで
第1酒田プレジャーボートスポット及び第2酒田プレジャーボートスポット	5月1日から9月30日までの日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）	午前7時から午後5時30分まで
	上記以外の日	午前8時30分から午後5時まで

2 休業日等

区 分	休 業 日 等
酒田北港緑地展望台	1 月曜日（その日が休日であるときを除く。） 2 12月29日から翌年の2月末日まで
山形県酒田海洋センター	1 5月3日から同月6日までの日を除く期間の水曜日。ただし、令和6年にあつては5月1日を除く期間の水曜日。 2 1月1日及び12月31日
第1酒田プレジャーボートスポット及び第2酒田プレジャーボートスポット	1 8月12日及び同月13日 2 12月30日から翌年の1月5日まで

3 適用期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

山形県告示第238号

山形県港湾施設管理条例（昭和51年3月県条例第29号）第26条の4第2項の規定により、指定港湾施設の利用料金を次のとおり承認した。

令和5年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 第1酒田プレジャーボートスポット

港湾施設名	使 用 区 分	利 用 料 金	備 考
栈橋 物揚場 船揚場 船舶保管施設	1 使用期間が1月未満の場合	船舶の長さ1メートル 1日につき 135円	船舶の長さ又は使用期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。
	2 使用期間が1月以上の場合	船舶の長さ1メートル 1月につき 662円	

(2) 第2酒田プレジャーボートスポット

港湾施設名	使 用 区 分	利 用 料 金	備 考
栈橋 物揚場 船舶保管施設	1 使用期間が1月未満の場合	船舶の長さ1メートル 1日につき 135円	船舶の長さ又は使用期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。
	2 使用期間が1月以上の場合	船舶の長さ1メートル 1月につき 662円	

2 適用期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

山形県告示第239号

山形県海浜公園条例（平成17年7月県条例第82号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定により、山形県海浜公園の利用料金を次のとおり承認した。

令和5年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

区 分		単 位	利用料金
加茂レインボービーチ	条例第3条第1項第1号に掲げる行為	1人1日につき	730円
	条例第3条第1項第2号に掲げる行為	1平方メートル 1日につき	70円

2 適用期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

合 同 訓 令

- 山形県訓令第10号
- 山形県議会訓令第2号
- 山形県選挙管理委員会訓令第1号
- 山形県人事委員会訓令第2号
- 山形県監査委員訓令第1号
- 山形県労働委員会訓令第1号
- 山形海区漁業調整委員会訓令第1号
- 山形県内水面漁場管理委員会訓令第1号

本 庁
出 先 機 関
議 会 事 務 局
各 委 員 会 事 務 局
監 査 委 員 事 務 局

山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年4月1日

山 形 県 知 事 吉 村 美 栄 子
山 形 県 議 会 議 長 坂 本 貴 美 雄
山形県選挙管理委員会委員長 粕 谷 真 生
山形県人事委員会委員長 安 孫 子 俊 彦
山形県代表監査委員 松 田 義 彦
山形県労働委員会会長 山 上 朗
山形海区漁業調整委員会会長 加 藤 栄
山形県内水面漁場管理委員会会長 國 方 敬 司

山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

山形県職員安全衛生管理規程 昭和49年4月



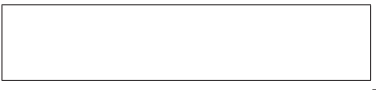
県訓令第13号 県議会訓令第1号 県選挙管理委員会訓令第18号 県人事委員会訓令第1号 県監査委員訓令第2号 県地方労働委員会訓令第1号 山形海区漁業調整委員会訓令第1号 県内水面漁場管理委員会訓令第1号	の一部を次のように改正
---	-------------

する。

別表第1最上総合支庁の項中「地域保健福祉課」を「地域健康福祉課」に改める。

別記様式第1号から別記様式第5号までの規定中「印」を削る。

別記様式第5号の2中「印」を削る。

別記様式第6号及び別記様式第7号中「」を削り、を
に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。